

秦野市表丹沢野外活動センター条例の一部を改正することについて

秦野市表丹沢野外活動センター条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 4 年 9 月 6 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

より利便性の高い魅力的な施設への転換に向け、設置目的に表丹沢魅力づくり構想を踏まえた内容を加えるとともに、設置する施設及びその使用料を変更するため、改正するものであります。

秦野市表丹沢野外活動センター条例の一部を改正する条例

秦野市表丹沢野外活動センター条例（平成18年秦野市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（設置）

第2条 市内外からの利用者が、「ふるさと秦野」の誇るべき多様な地域資源を有する表丹沢の魅力を感じること並びに青少年の健全育成及び里地里山保全活動に役立つ拠点施設とすることを目的として、野外活動センターを秦野市菩提2046番地の5に設置する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) テントサイト

第3条第6号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「（昔の生活学習館）」を削り、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) バーベキュー場

第3条に次の1号を加える。

(8) 風呂棟

第5条第1項中「（昔の生活学習館）」を削る。

第9条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 使用者が、規則で定める期日までに使用の取消し又は変更の申出をしたとき。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	単位	使用料	
		市内の者	市外の者
テ ン ト サ	1区画（定員5名） 1泊につき	円 4,500	円 9,000
	1区画（定員10名） 1泊につき	9,000	18,000

イト	日帰り	1区画（定員5名）につき	2,250	4,500
		1区画（定員10名）につき	4,500	9,000
バーベキュー場		1区画（定員5名）につき	2,000	4,000
研修棟	宿泊	1部屋（定員4名）1泊につき	7,800	10,400
		1部屋（定員6名）1泊につき	11,700	15,600
		1部屋（定員8名）1泊につき	15,600	20,800
	日帰り	1部屋（定員4名）につき	3,900	5,200
		1部屋（定員6名）につき	5,850	7,800
		1部屋（定員8名）につき	7,800	10,400
	展示室（時間利用）	1時間につき	300	600
	いろいろ棟（専用使用する場合）	1時間につき	600	1,200
	活動室		1,700	3,400
調理室	600		1,200	
広場（専用使用する場合）	400		800	
風呂棟		1名1回につき	300	600

備考

- 1 市内の者とは、本市に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は本

市に事業所等のある団体をいい、市外の者とは、市内の者以外のものをいう。

- 2 研修棟に宿泊する者が調理室又は活動室を食事のために使用する場合は、調理室又は活動室の使用料は、無料とする。
- 3 研修棟に宿泊する者が風呂棟を使用する場合は、風呂棟の使用料は、無料とする。
- 4 小学校就学前の者が風呂棟を使用する場合は、無料とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年11月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市表丹沢野外活動センター条例の規定は、令和5年4月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

議案第37号 秦野市表丹沢野外活動センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p><u>(設置)</u></p> <p><u>第2条 市内外からの利用者が、「ふるさと秦野」の誇るべき多様な地域資源を有する表丹沢の魅力を感じること並びに青少年の健全育成及び里地里山保全活動に役立つ拠点施設とすることを目的として、野外活動センターを秦野市菩提2046番地の5に設置する。</u></p> <p>(施設)</p> <p>第3条 野外活動センターに次に掲げる施設を置く。</p> <p><u>(1) テントサイト</u></p> <p><u>(2) バーベキュー場</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) いろり棟</u></p> <p><u>(5)－(7) (略)</u></p> <p><u>(8) 風呂棟</u></p> <p>(使用の承認)</p> <p>第5条 第3条各号に掲げる施設(いろり棟又は広場については、専用使用する場合に限る。)を使用しようとするものは、規則で定める期間内に申請をし、市長による使用の承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>(設置)</u></p> <p><u>第2条 青少年が、丹沢の自然を大切にし、自然や人とのふれあいを通して自立と連帯の心を育てることを目的とするとともに、「ふるさと秦野」を次代に継承するために、市民等が里地里山保全活動を行う拠点として利用する野外活動センターを秦野市菩提2046番地の5に設置する。</u></p> <p>(施設)</p> <p>第3条 野外活動センターに次に掲げる施設を置く。</p> <p><u>(1) キャンプ場</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) いろり棟(昔の生活学習館)</u></p> <p><u>(4)－(6) (略)</u></p> <p>(使用の承認)</p> <p>第5条 第3条各号に掲げる施設(いろり棟<u>(昔の生活学習館)</u>又は広場については、専用使用する場合に限る。)を使用しようとするものは、規則で定める期間内に申請をし、市長による使用の承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 使用者が、規則で定める期日までに使用の取消し又は変更の申出をしたとき。

(4) (略)

別表 (第7条関係)

区分	単位	使用料		
		市内の者	市外の者	
テントサイト	宿泊	1区画(定員5名)1泊につき	円 4,500	円 9,000
		1区画(定員10名)1泊につき	9,000	18,000
	日帰り	1区画(定員5名)につき	2,250	4,500
		1区画(定員10名)につき	4,500	9,000

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

別表 (第7条関係)

区分	単位	使用料	
		市内の者	市外の者
キャンプ場	宿泊する場合	円 400	円 800
	宿泊しない場合	1名1日につき 200	400

バーベキュー 一場	1区画（定員5 名）につき	<u>2,000</u>	<u>4,000</u>	
研 修 棟	宿泊	1部屋（定員4 名）1泊につき	<u>7,800</u> <u>10,400</u>	
		1部屋（定員 6名）1泊につ き	<u>11,700</u> <u>15,600</u>	
		1部屋（定員 8名）1泊につ き	<u>15,600</u> <u>20,800</u>	
	日帰り	1部屋（定員4 名）につき	<u>3,900</u>	<u>5,200</u>
		1部屋（定員 6名）につき	<u>5,850</u>	<u>7,800</u>
		1部屋（定員 8名）につき	<u>7,800</u>	<u>10,400</u>
	展示室 （時間 利用）	1時間につき	<u>300</u>	<u>600</u>

	宿泊する 場合	<u>1名1泊につき</u>	<u>1,800</u>	<u>2,400</u>
研 修 棟	宿泊しな い場合	<u>1室1時間につき</u>	<u>300</u>	<u>600</u>

いろいろ棟 (専用使用する場合)	1時間につき	600	1,200
活動室		1,700	3,400
調理室		600	1,200
広場 (専用使用する場合)		400	800
風呂棟	1名1回につき	300	600

備考

- 1 市内の者とは、本市に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は本市に事業所等のある団体をいい、市外の者とは、市内の者以外のものをいう。

いろいろ棟(昔の生活学習館) (専用使用する場合)	1時間につき	600	1,200
活動室		1,700	3,400
調理室		600	1,200
広場 (専用使用する場合)		400	800

備考

- 1 市内の者とは、本市に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は本市に事業所等のある団体をいい、市外の者とは、市内の者以外のものをいう。
- 2 小学校就学前の者の1名の使用料は、市内の者又は市外の者にかかわらず、無料とする。
- 3 小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準じる者の1名の使用料は、市内の者については無料とし、市外の者については市内の者の欄に定める額とする。

2 研修棟に宿泊する者が調理室又は活動室を食事のために使用する場合の調理室又は活動室の使用料は、無料とする。

3 研修棟に宿泊する者が風呂棟を使用する場合の風呂棟の使用料は、無料とする。

4 小学校就学前の者が風呂棟を使用する場合の使用料は、無料とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年11月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の秦野市表丹沢野外活動センター条例の規定は、令和5年4月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

4 研修棟に宿泊する者がいろり棟(昔の生活学習館)を専用使用する場合のその専用に係る使用料は、無料とする。

5 研修棟又はキャンプ場に宿泊する者が広場を専用使用する場合のその専用に係る使用料は、無料とする。

6 研修棟に宿泊する者が調理室又は活動室を食事のために使用する場合の調理室又は活動室の使用料は、無料とする。

秦野市表丹沢野外活動センター条例の一部を改正することについて

1 条例改正の概要

秦野市表丹沢野外活動センターについて、利便性の高い魅力的な施設への転換に向け、設置目的に表丹沢魅力づくり構想を踏まえた内容を加えるとともに、料金体系等を見直すため、次のとおり改正を行うものです。

(1) 施設設置目的（第 2 条関係）

施設の設置目的に「表丹沢魅力づくり構想」を踏まえた内容を追加すること。

(2) 施設の名称（第 3 条関係）

次のとおり新たに使用料の対象となる施設の追加及び既存施設の名称変更を行うこと。

ア 「キャンプ場」を「テントサイト」と「バーベキュー場」に細分化すること。

イ 「いろり棟（昔の生活学習館）」を「いろり棟」とすること。

ウ 「風呂棟」を追加すること。

(3) 使用料の不還付（第 9 条関係）

使用者都合によるキャンセルでも一定期日前である場合は使用料を還付することができる規定を追加すること。

(4) 使用料（別表（第 7 条関係））

ア 料金設定の区分を部屋又は区画単位とすること。

イ 市内の児童及び生徒を使用料徴収の対象とすること。

ウ 新たに使用料の対象とした風呂棟の使用料については、次のとおりとすること。

(ア) 研修棟に宿泊する者が風呂棟を使用する場合の風呂棟の使用料は、無料とすること。

(イ) 小学校就学前の者が風呂棟を使用する場合の使用料は、無料とすること。

2 施行期日等

令和 4 年 1 月 1 日から施行します。ただし、令和 5 年 3 月 31 日までの使用については改正前の規定を適用します。